

議会だより



～びくに保育所生活発表会～
(遊戯「ひよこりひょうたん島」より)

— 内 容 —

- ◇平成30年第3回積丹町議会定例会
一般質問
 - 災害への備えについて……………2～4
 - 多死社会にどう備えるかについて
 - 新規就農者対策について……………4～9
 - 高齢者のゴミ処理対策について
 - 減少するウニ漁獲について……………9～12
- ◇「陳情要請審査特別委員会」を設置しました…12
- ◇議員活動
 - 後志町村議会議員研修会……………12
- ◇議会の主なる動き……………13
- ◇議会一口メモ……………13
- ◇積丹町議会・委員会出席状況……………14
- ◇編集後記……………14

発行 積丹町議会
編集 議会広報編集特別委員会

平成30年第3回積丹町議会定例会

平成30年第3回積丹町議会定例会が9月18日に招集され、報告1件、議案6件、意見案1件、陳情1件、要請1件が審議され、同月21日に閉会しました。

一般質問

記載の一般質問は要約しています。

◎災害への備えについて ◎多死社会にどう備えるかについて

笹山 よしはる 議員



私の質問は2点あります。

1つ目の「災害への備えについて」ですが、台風や豪雨災害に備え、自治体や住民などの行動を時系列で定める「タイムライン」(防災行動計画)が注目されています。突然揺れに襲われる地震と異

なり、台風や豪雨は規模や動きが、ある程度予測可能です。段階的に「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を決め、細かく一覧化したシステムです。これについてどのように考えているのかお伺いします。

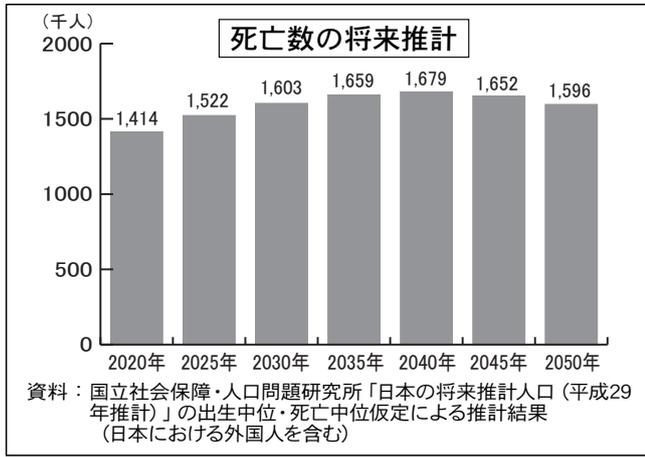
2つ目に「多死社会にどう備えるかについて」です。戦後の日本のライフスタイルに多大な影響を与え続けてきた団塊世代が、2025年に全て75歳以上の後期高齢者となります。団塊の世代が80歳代となる2030年代には160

万人を超える見通しだとも言われています。これ以降も年間150万人以上高止まりになるというデータも出ています。つまり、高齢社会の対応と一口に言っても、これまでの「高齢化のスピードへの対応」の延長として「多死への対応」が不可避となります。団塊世代が後期高齢者となる2025年度を目前に、地域包括ケア体制の構築に取り組んではと考えますが、これについてどのように考えているのかお伺いします。

松井町長答弁

1点目の災害に備えるタイムラインについてであります。現在、2級河川美国川を対象として北海道小樽建設管理部が、台風の接近、上陸に伴う洪水を対象としたタイムライン案が当町に提示されている例があります。小樽建設管理部、積丹町及び町民がそれぞれの時間、水位レベルの変化に応じてどの様な行動をとるべきかの具体的行動を示しているものです。この美国川洪水想定を対象にしたタイムラインの例で申し上げますと、更なる内容の精査、検討が必要ではないか、その旨小樽建設管理部に伝えて、自

治体や住民と連携した実効性の高い計画づくりの重要性を提言しているところ。また、町もこれまでの町内・町外の災害の事例からタイムラインの有効性につきまして認識していますが、台風などの進行型の災害に関して、国の指針どおりの定型的な防災行動計画書(タイムライン)は作成しておりません。しかし、その趣旨と同じような考え方で災害に対する備えをとってきているところ。台風を例にしますと、当町においても作成は可能ではないかと思われ。しかしながら、台風の接近、上陸の時間が昼間なのか夜間なのか、風台風なのか雨台風なのかによって警戒態勢や住民避難体制が変わるように、防災行動計画(タイムライン)の内容どおりに事態が進行するとは限りません。従いまして、想定している状況とは異なる事態が発生しても対応できるような、最悪の場合を想定しながらいかに実効性のある行動がとれるような行動計画を作るかが重要ではないかと考えるところ。2点目の多死社会についてであります。人口の多くを占めている高齢者が平均寿命などで死亡す



る可能性の高い年齢に達すると共に、死亡していき、人口が減少していくであろう時期の社会現象を『多死社会』と称されており、そうした社会の到来に向けて顕在化する様々な社会的課題への取り組みの重要性につきましましては、例えば、平成25年10月の総合コンサルティング企業の株式会社日本総合研究所の研究ニュースや平成28年8月の日本経済新聞等で提起されていると承知しています。また、2025年問題と言われる平成37年には、我が国の医療、介護需要の急速な膨張が予想され、それに

伴う国の社会保障費の財源確保と、一方では社会保障費の抑制と制度創設から18年を経た我が国の公的介護保険制度の存続のあり方にも及ぶ重要な国政課題の一つとして論議されているとも承知しています。国では、そうした2025年問題への対応について平成27年度に介護保険制度を改正して、地域包括ケアシステムの構築の取り組みを進めています。当町でもそうした国の法改正や方針に基づき3年ごとに見直ししている第8次積丹町高齢者保健福祉計画（平成30年から32年度）及び後志広域連合第7期後志広域連合介護保険事業計画（平成30年度から32年度）に反映される内容に近づけるべく地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところです。

再質問 「災害への備えについて」

ですが、7月の日本豪雨は、平成最悪の水害となりました。堤防などハード面に頼るだけでは限界があります。災害にはこれで良いというラインはありません。前もって災害に備えてタイムラインを策定することで地域全体の防災意識の向上にもなります。今まで、町

主体や地域全体の防災訓練等を実施していますが、これからは自治体・地域・町内会というように小さなグループまで下げて取り組んではどうかと考えています。そうすることで精神的な余裕が生まれます。災害が発生するたびに検証を行い、改良を加え、精度を高め、不断の見直しも欠かせないと思います。また、町内会ごとに検討会を開催し、関係者の解説を聞きながら住人がそれぞれの環境に合った「マイタイムライン」を作り、地域の危険箇所や災害弱者宅などを把握し、「いつ」「誰と」「どこへ逃げるのか」を認識しておく。一人一人が命を守る意識を高めて行く。そして作成にあつては、自治体、警察、消防、電気、ガス、交通等の事業者、町内会等の多くの機関や団体が連携して作成すると、一層の効果が期待できると思います。それに対して町長は、どのように考えているのかお伺いします。

町長再答弁

タイムラインをもっと住民に手近な位置付けの中で関係機関と連携して作るということにつきましては、極めて重要なことであります。現在は行政機

関が作る防災行政計画と位置づけられておりますので、ご指摘のような住民との連携を深めた計画書づくりは、今後、様々な災害の事例を教訓にしながら作っていくことになるだろうと思っておりますし、本町におきましてもそのようなことを目指しながら防災計画の精度を上げていく努力をしまいたいと思っております。台風等の備えに当たってもそうした趣旨に沿って充実が図られるよう努力してまいりたいと思っております。

再々質問

「多死社会にどう備えるかについて」ですが、高齢化の後に死亡数が増加し、人口減が加速する状態は『多死社会』と呼ばれています。最近が多死社会の到来で混在化すると言われております。看取りの場所のほとんどが病院で、8割を占めているそうです。家族や介護者へのグリーンケアや更に、火葬場などの課題が目まぐるしくなってきました。例えば火葬場ですが、特に都市部、郊外部において、葬儀後の火葬までに1週間程度を要する事例があると言われています。混在化が見込まれる課題について幾つか挙げま

したが、これら以上に課題が数多いのではないかと思っています。しかし、人生の最後がこうした社会的課題がゆえに心残りとなつてはならず、本人及び家族の双方にとつて納得のいくものであつて欲しいと私は考えています。そうした一人ひとりが、自分がどのような最期、豊かな死を迎えたいという思いを尊重するには、最期の迎え方に関する家族等のコミュニケーションが何より重要だと解つていきます。その思いを実現させるためには、社会インフラやサービスの充実が必要不可欠なのではないかと思いますが、町長はこの取り組みに対してどのように考えているかお伺いします。

町長再々答弁

多死社会における社会的課題としてどんなことが考えられるのかについてでありますが、一つは、日本総合研究所などの提言によりますと看取りの場所としての病院、特に救急医療等の対応力の低下が顕在化する課題。二つには、グリーンケアという看取りに立ち会つた方の家族や介護者の心のケアの課題。三つには、都市圏での火葬場不足が深

刻な状況になるのではないかなどが提言されています。そうした社会的課題にも目を向けた今後の社会保障政策が重要になつてくると私も思つております。要介護状態になつても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように住まい、医療、介護、予防、生活支援などを一体的に提供されるようなサービス体制を構築することが、地域包括ケアシステムの基本的な理念であります。問題は、この包括ケアシステムも現在の介護保険制度の中で位置づけられ、国、都道府県、市町村、国民、利用者の費用負担で保険財政を賄う仕組みになつているところですが、一方では、国民やサービスの利用を受ける方の負担の増と、国、都道府県、市町村の財政負担が出てくるわけでありますから、その負担増に伴う財源をどうやって確保していくのか特に重要な課題であると考えます。当町は後志管内16町村で構成する後志広域連合の中でこうした計画を立て事業を取組んでいまして、今後2025年問題への制度改正や充実に向けての取り組み等国の施策に沿つた地方負担に

混乱が生じないようにしっかりと国に要望していかなければ、一自治体だけでは解決できる事ではない

と思つております。ご質問の趣旨につきましては、私も同じような理解に立っています。

◎新規就農者対策について ◎高齢者のゴミ処理対策について

岩本 幹兒 議員



最初に「新規就農者対策について」お伺いします。日本の農業就業者は高齢化が進行し、平均年齢は67歳（平成29年）であり、農業就業者の著しい減少は、耕作放棄地の増加、更には地域の衰退へと繋がりがかねないとの懸念が広がっております。積丹町もけして例外ではなく、そうした傾向が顕著に進んでおります。また、新規就農者数は日本全国で年間6万人前後で推移しておりますが、そ

のほとんどが新規自営農業就業者（農家の子弟で、自家農業に就農する者）であり、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新に農業経営を開始した者）は、平成24年以降40代以下の層で年間2,000人を超えてはおりますが、就農の初期段階においては、農業所得では生計が成り立たず、安定しないことが課題となつており、就農5年以上になつて、ほぼ半数が農業所得で、概ね生計が成り立っているという調査結果（平成29年「全国新規就農相談センター」）があります。その結果、新規就農者の定着率が必ずしも高くなく、40代以下の新規就農者の3割が5年以内に離農しているというデータ

もありません。ただ、新規就農者のうち将来の担い手として期待される40代以下の就農者数は、わずかながら増加傾向にあります。その理由としては、「自らの力を確かめることができる」、「農業が好きだ」、「時間的制約がない」、「自然が好き」、「子育ての環境が良い」等の色々な要因があると言われております。積丹町は、第5次積丹町総合計画の中で計画が終了する2021年の人口は1,900人前後と推計しており、とりわけ第1次産業に従事する人口減は厳しいものがありますが、その中で就農者人口はどれ位と見込んでいるのでしょうか。また、就農者人口増加対策として色々な農業推進補助事業、例えば農業次世代人材投資事業（平成28年度までは青年就農給付金事業）などに取り組んでおりますが、「地域おこし協力隊の動向」、「田園回帰の動き」、「東京圏一極集中の限界の兆しの中で、われ」等々の時代の流れの中で、厳しい状況下ではあります。第5次積丹町総合計画が終盤に差しかかった現在、新規就農者対策についてはどの様に取り組んで行きたいと考えているのでしょうか。

町長のお考えをお伺いします。

次に、「高齢者のゴミ処理対策について」お伺いします。日本は急速な高齢化の進展に伴い、ゴミ処理に苦慮する高齢者の増加が社会問題化している現状に直面しております。一昨年（平成28年）の第4回定例議会において、高齢者のゴミの分別について一般質問いたしましたところ、「今のところゴミの分別ができないなどの具体的な相談は自治会、あるいは民生委員等の皆さんからは出ておりません。また、役場にはそうした問い合わせはない状況です。」との町長答弁でした。また、ゴミの分別の種類が多過ぎて苦慮しており、ある程度町のほうで考えてやらなければ、将来的にこのままで良いのか、と再質問したところ、「今後、一層分別細分化の時代が来るといふことは当然考えられるところであります。高齢者の視点に立った今後の分別のあり方につきましては、これからの検討課題にさせていただきます」との町長再答弁でした。国のほうも高齢者のゴミ処理が社会問題化してきていることを踏まえ、自治体が独自に実施するゴミ出し支援制度の実態

調査に着手し、新たなゴミ処理体制の構築を急ぐ方向に向かいつつあります。高齢化率が非常に高い積丹町としては、高齢者が安心して積丹町に長く住み続けられる生活環境づくりへの取り組みという観点からも、できる所から国に先駆けて実施し、急がれる課題であると思っておりますが、前回の一般質問の後、どのような検討がなされたのでしょうか。また、今後高齢者の新たなゴミ処理体制の構築にどう向き合っていくかとしてお伺いします。

松井町長答弁

1点目の新規就農者対策に関する2021年の就農者人口見込数の第5次積丹町総合計画策定時の町の総人口の将来予測は、一般的な人口推計手法を用いて目標年次の2021年の人口を1,900人前後と推計しましたが、産業別の就業者の推計は行っていないところです。

次に、新規就農者対策についての考え方についてですが、我が国の人口減少時代の到来はあらゆる分野や全国の都市、地方を問わず労働力不足、労働力の確保に直

面し、その対策は今や大きな国政課題となっております。そうした社会情勢の中で、本町でも就農者が減少していることは、大きな地域課題であると認識しております。農業を基幹産業とする全国の自治体では、これまでも様々な国や県・道の施策活用や自治体独自の対策に取り組みながらも、必ずしも顕著な成果に結びついていない現状の中で、今後の方策の具体化に苦慮しているのが実態です。特に、農山漁村、過疎地域の共通の課題でもあると考えます。こうした厳しい我が国の農業諸情勢下で、かつ限られた自治体財政運営の中では、これまで以上に現行の国の食料農業農村計画、道の第5期北海道農業・農村振興推進計画に沿った新規就農対策に役立つような国、道の新たな農業振興施策制度の活用努力をしていかなければならないと考えます。特に農業次世代人材投資交付金や青年等就農資金制度のような新規就農者にとり極めて活用の有効性が高く、弾力性のある制度の延長と拡充強化につきましては、これまで以上に国、道への要望に努めていかなければならないと考えています。ま

た、必要な農用地の確保利用や農協、農業者から特に要望の高い現行の様々な町独自の農業振興対策関連事業の継続的な実施が確保されるよう、限られた財源の中ではありますが、努力してまいりたいと考えています。

2点目の「高齢者のゴミ処理対策について」、平成28年第4回町議会定例会での議員のご質問にお答えした高齢者のゴミの分別に関する生活不安についての具体的な相談についてですが、その後相談のあったケースは2件あり、1つ目のケースは近所の高齢者の方の認知症が進み、分別することが難しくなり、説明をしても間違えて排出しているという相談があり、職員が訪問し、介護サービスや医療受診につなげ、施設入所となったケース。2つ目のケースは冬期間のゴミ出しに不安があるとの相談があったことから、今年の冬期間から介護保険サービスの生活援助を受けるため現在介護申請中の2件の事案です。現在介護保険サービスの訪問介護を活用してホームヘルパーが自宅を訪問し、日常の身体介護や生活援助の中でゴミ出しの支援も一緒に受けてい

る高齢者が3名おります。過去8年間では、この他に3名の高齢者が日常生活で困っている内容に応じて訪問介護事業で対応しているところ です。

次に、高齢者のゴミの排出に関する生活不安要因として想定される2つの要因について、その後の対策の検討状況についてお答えします。1つ目のリサイクル物のゴミステーションの設置場所の距離間隔を短くする方法につきまして、現在全町でのリサイクル物の収集箇所は190カ所設置しておりますが、この設置箇所数を増やした場合、収集に係る時間が延長され、搬入先の締切り時間に間に合わなくなるほか、収集費用の負担増になることが予想され、非常に難しいのではないかと検討結果に至りました。

2つ目の粗大ゴミの排出方法の検討についてですが、現在は布団やタンス、ソファなどの粗大ゴミについては、一定の条件を付して解体や切断をして燃やせるゴミや燃やせないゴミに分別して排出しなければならぬ為、高齢者のみならず一般町民でも処理が難しく、問い合わせも寄せられている

ところ です。こうした状況を踏まえて、町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づく粗大ゴミの排出基準の見直しによる排出方法の改正について現在検討しているところ です。必要な条例及び同規則の改正は、できることであれば平成31年度から実施できないか検討を急いでいるところ です。

再質問

1問目の「新規就農者対策について」ですが、2021年の人口推計は1,900人前後の推計で、今の町長答弁では産業別の推計は行っていないということですが、しからばこの1,900人という数字の根拠は何なのか。どこから割り出したものなのか。当然ながら産業別、あるいは子供や高齢者から厳密に割り出していないと、そういういい加減な数字ではないと思いますので、この1,900人と割り出した根拠をお教えいただきたいと思ひます。

いずれにしても、就農者人口は減少して行く事だと思ひますが、それによって当然のことながら、耕作放棄地の増加、更には地域の衰退へと繋がりがねないという懸念があります、とりわけ耕作放

棄地の増加は昨今騒がれております自然災害、洪水災害、そういう災害の起因にもなるというように心配される場所です。また今年、熊の出没のIP電話が流れており、野生鳥獣の被害が多いと聞いています。これも全てではありませんが、この耕作放棄地の増加が一つの原因になっているのではないかと思ひます。それで、町長はその対策として「農業次世代人材投資事業」に力を入れて行くという事でございますが、この「農業次世代人材投資事業」についてお伺いします。この事業は大きく分けて『準備型』（研修段階）農業経営者育成教育機関や農家・農業法人で就農に向けて必要な技術等を習得するための研修ということで、北海道を通して150万円を最長2年間資金交付するものと、もう一つは『経営開始型』就農直後の経営確立を支援するため、市町村を通して150万円を最長5年間資金交付するというようになつていふと思ひます。今年度の積丹町の予算を見た場合、北海道を通していふので、準備型と思ひていふましたが、予算説明資料では就農直後の経営確立を助成、支援

農業次世代人材投資資金について

年間150万円を就農前(2年間)、就農後(5年間)に交付

農業次世代人材投資資金制度には、「準備型」と「経営開始型」の2つがあります。

「準備型」は、道立農業大専攻校や先進農家などで研修を受ける場合、研修期間中に150万円を最大2年間交付します。

「経営開始型」は、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置づけられた(見込みを含む)認定新規就農者に年間最大150万円(前年所得に応じて交付金額は変動)を最長5年間交付します。

※交付を受けるためには、いくつかの要件があるので留意が必要です。

(北海道農政部 HP より抜粋)

する為となつていきます。この辺はどうか。そして、今年の予算執行状況は、今の所は、どの様になつていっているのでしょうか。お知らせ願いたいと思います。

次に、2問目の「高齢者のゴミ処理対策について」ですが、前回の一般質問の時の町長答弁と、ほぼ似たような答弁でございました。相談件数は2件、ゴミ出しの心配事3名、こういうのは訪問介護事業で対応していると。その他はリサイクルゴミや粗大ゴミなど検討しているという町長のたたいまの

答弁でございます。この辺はやはり積丹町という小規模町村ゆえの

メリットとございますか、大都会の高齢者よりも小規模町村ゆえのメリットがあるのかなと。全国的に高齢者のゴミ処理対策は、社会問題化してきている中で、前回の町長答弁に少し疑問に思い、高齢化率の高い積丹町において、「そんなのか」と私の認識とのギャップを感じたところでしたが、ここへ来て国の方もこの高齢者のゴミ処理対策について、本格的に取り組んでいく方向で、おそらく国の予算の中でも、まだ僅かですが、予算付けが成されていると思います。前回も言いましたけれども、高齢化率が非常に高いという積丹町の現況を踏まえて、国はおそらく動き出しますけれども、積丹町は積丹町として国の政策に先駆けまして、できる物はできる範囲から着手していくべきだと思えますが、今一度、町長のお考えをお伺いします。

町長再答弁

1点目の新規就農対策に関する1つ目の第5次総合計画の推計値1,900人前後の推計方法の具体につきましては、

担当課長から答弁をさせます。

2つ目の国の農業次世代人材投資事業の準備型と経営開始型2つの制度の活用状況につきまして、担当課長から答弁をさせます。2点目の高齢者のゴミ処理対策のご質問の趣旨は、環境省の高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築に関する調査のことではないかと理解させていただきました。1回目の調査は平成27年。今年度の平成30年度に2回目の調査を実施するつもりですが、国の調査事業として自治体に何らかの政策事業に要する経費の支援予算が下りてきている訳ではありません。この国の調査事業の内容につきましては、担当課長から答弁をさせます。

岩間企画課長

積丹町総合計画最終年度の平成33年度の将来人口1,900人の根拠は、町の総合計画の29ページに記載しているとおりですが、平成17年から22年の推計については国勢調査の人口を記載しているところであり、総合計画開始年度、平成24年度以降については国立社会保障・人口問題研究所が平成17年の国勢調査結果

をもとに推計した市町村別の将来人口をもとに按分、推計して平成33年度の1,900人という数値を求めたところです。産業別や高齢者別の推計は、この国立社会保障・人口問題研究所の中では推計はされておきませんが、あくまでも全体の国勢調査の人口をもとに推計されているところです。

加藤農林水産課長

2つのタイプのうち準備型は、研修中の所得を確保する目的で国から支給されるもので、条件が幾つかあります。就農予定年齢が45歳未満、北海道が認める研修機関で、概ね1年以上研修する、研修修了後1年以内に就農する方に、年間150万円、最長2年間支給される制度です。経営開始型は、農業を始めてから経営が安定するまでの間支援する制度で、こちらも45歳未満で独立自営就農する方で、就農後の年間所得が350万円未満の方に、年間150万円、最長5年間支給されるものです。本町の平成30年度予算では150万円予算計上しており、経営開始型1名の方から要望が出ており、申請は既に受付済みです。概算払いも可能ですが、

本人の希望により精算払いで来年春、支給予定です。

下山住民福祉課長

環境省から

高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務費が平成30年度環境省予算で計上されているところです。町への調査は下りて来て

おらず、今、環境省がその調査委託業務の発注を行っているところです。平成27年にも同じようなアンケート調査が行われており、国立研究開発法人国立環境研究所から高齢者を対象としたゴミ出し支援の取組みに関するアンケート調査結果が報告されています。高齢者を対象としたゴミ出し支援制度のある自治体は約2割、自治体の規模が大きいほどその支援制度を導入しているという内容で掲載されています。政令指定都市では約83%、町村では8.3%と小規模町村によっては支援制度を設けていない状況です。当町で考えた場合、ゴミ収集の現状は、燃やせるゴミ、燃やせないゴミ、廃プラゴミ、週4回の収集ですが、美国地区と幌武意地区などの多くのところではゴミステーションでは無く、個別に家の前に出すようなゴミ出

し方式が多いかと思われれます。大都会であれば非常にゴミステーションが遠い状況があるかと思えますので、そういった報告の結果になったのではと推測しています。しかしながら、そういった新制度を構築する必要もあるのではないかと思います。

再々質問

農業次世代人材投資

事業ですが、今年度の予算を見た場合、北海道を通しての予算なので、準備型だと思っていました。予算説明書を見ると準備型でなく、経営開始型というように取れるので、このところをどう理解したら良いのですかと聞いていたので、当然これは『準備型』ではないのですか。『経営開始型』は町村を通して来るから、どう理解したら良いのかという事を聞いています。

更に聞きますが、資金援助される側に見ると、交付金額は前年の所得に同じ変動するとはいうものの、準備型から経営開始型へ、2年受けて5年受けるという流れがベターだと思えます。準備型と経営開始型を多分続けて資金提供できると思いますが、できるか

きないか確認願います。それから『経営開始型』は、市町村で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者となつていますが、この認定を受けるには、どうしたら良いのでしょうか。その辺をお教え願います。

また、就農後に生じる色々な問題について「町が相談を受け、助言をするシステム（体制づくり）」を整えることも必要かと思えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。とにもかくにも厳しい状況下にある積丹町にとって人口減少に少しでも歯止めをかけるべく就農者を一人でも多く増やし、消滅可能性の町なんて言われぬように、将来に明るさが見えるように頑張っておられますか、町長は何かがお考えでしょうか。

次に、2問目の「高齢者のゴミ処理対策について」ですが、高齢者対策については第5次積丹町総合計画の中でも「住みなれた地域で暮らし続けたいと思う一方で、高齢化が進むにつれ、買い物や通院、除雪の面で住み続けていくことに不安を抱く人が増えていきます」と記載しているように、町



でも十分認識していると思えます。以前の一般質問の時にも申し上げましたが、このゴミの分別についても色々精神的にも肉体的にも負担が増し、住み続けて行く事への不安要因の一つだと思えます。町で認識しているなら、大いに緊迫感を持って、もっとスピーディーに対処していただきたいと思います。町長の見解をお伺いします。

町長再々答弁

1点目の農業

次世代人材投資事業に關しまして4つのご質問の内、3点の国の制度の運用等につきましては農林水産課長から答弁をさせていただきます。

4つ目の町の体制についてですが、新規就農対策の重要性については十分認識しておりますが、本町のような小規模自治体

の意欲的で先駆的な対策への支援につきましましては、一方では独自財源をどう確保するかという課題も現実的にあり、国の制度につきましましてはできるだけ有効に活用できるように努めております。本件のような対応につきましましては北海道農業担い手育成センターとも十分連携をとりながら進めることになつておりますので、担当窓口の農林水産課でもその重要性につきましまして更に認識を新たに積極的に制度の活用を努めてまいりたいと考えています。

次に、高齢者のゴミの生活不安に対する対応について、スピード感を持つてということですが、環境の時代の資源循環型社会の中ではさらなる分別の細分化は避けられないと思います。そうした社会環境の中で高齢者ができることにつきましましては、できるだけそうした努力をしていただくこと。また、地域においてもそうした取組みが必要ではないかと思えます。介護保険制度や町独自条例に基づく制度の活用ができる事案につきましましては、そうした観点から相談に応じていくようにしたいと思います。また

日常的に分別しやすい具体的な対策につきましまして、もっと見やすい、解りやすいパンフレット等を作成してお知らせしていくことも大事ではないかと思えます。特に我が町の場合は他の町村と比べてIP告知端末等もありますから、日常的にも繰り返し高年齢者にも見やすい、解りやすい啓発方法の工夫に取り組んでまいりたいと思います。

加藤農林水産課長 農業次世代人材投資事業の準備型、経営開始型ともに全額国費です。申請する場合、各市町村がまず北海道に申請をし、北海道で全道分を集計して、国へ申請するしくみになつており、国から一括して道の会計予算にお金が入ってきて、北海道が各市町村に交付するといった流れになつております。町の予算上は道の会計を通じて国から交付される会計処理ですから、道支出金という歳入予算科目で計上しているところとです。

次に、準備型で2年間終わった後に経営開始型にすぐに申請できるのかにつきましましては、可能です。現在積丹町で申請されている方も準備型が終わり、すぐ経営開始型

で申請をされている方がおります。次に、認定新規就農者は、経営開始型の申し込みが条件になっておりますが、新たに農業経営を営もうとする青年等であつて、市町村から青年等就農計画の認定を受けた方で、申請は本人が青年等就

農計画を作成します。内容的には農業経営の規模に関する目標、生産方式に関する目標、経営管理に関する目標、農業従事の対応等に関する目標などを記載することになつており、市町村がその内容を審査して判断するものです。

◎減少するウニ漁獲について

葛西 敏夫 議員



「減少するウニ漁獲について」町長に質問いたします。

ウニ漁が終わつて、漁師の方々に「今年のウニ漁はどうでしたか」と聞いてみると、「温暖化の影響なのか、1年ごとに水揚げが少なくなつていきます。以前はまだまだ良かったのですが、現在のウニ漁

を振り返ってみますと、乱獲によつて余りにも小さなウニまで獲らないと水揚げに繋がらない」と話してくださいました。町の第1次産業である漁業基盤をしっかりとしないと町全体が廃れるばかりです。小さなウニを育て上げなければならぬと考えますが、これからのままでも良いのか町長にお伺いします。

松井町長答弁

積丹町の全漁獲高に占めるウニの漁獲高は40年前の昭和53年は1億8,600万円、

7.9%、平成29年度漁協取扱高では約2億3,500万円、15.1%と上昇しています。従いまして、この40年間の積丹町産ウニにつきましては、漁業生産としての役割はもとより、当町の商工観光業振興の一翼も担ってきた歴史的経緯を代表している魚種ではないかと考えます。また、当町のウニ漁業は、資源の再生産の重要性を象徴する先進地として様々な取り組みが行われてきた歴史的な経緯もあります。例えば、塩ウニから折詰めウニへ、折詰めウニから塩水ウニへ、生海水から人工海水へと付加価値化と衛生管理型への生産形態の移行努力は、高齢化が進む漁業就業者の増加の中にもありましても、今日の市場性を高め、漁業生産所得の維持向上に果たしてきた漁業者、漁協のたゆまぬ努力の歴史があったと考えます。こうした積丹町のウニ漁業生産の歴史の原点は、何といいましても、つくり育てる漁業の原点であるウニ資源の適正な保護と管理の重要性に対する漁業者自身の意識の転換と様々な自助努力の取り組みから始まったものであると考えます。従いまして、ご指摘のような実態

や浜の危惧の声があるとすれば、これまでの長い積丹のウニ漁業の歴史の自助努力の成果を無にし、地球規模での複雑な海環境変化が漁業生産に及ぼす影響が危惧されている今日だからこそ、将来の漁業資源を漁業者自らが危うくするものではないかと、大変残念だとしてか申し上げられません。申し上げるまでもなく、漁業を営む権利が漁業者に保障されている一方で、その権利の行使につきましては、漁業法、北海道海面漁業調整規則及び漁業協同組合共同漁業権行使規則等の関係法令により採捕する魚種、漁期、体長、殻径等の制限、あるいは禁止規定が定められています。ウニにつきましても同様の適用を受けるものでありますので、いま一度適正な漁業権の行使の遵守の徹底を期待したいと考えます。

再質問

ウニ漁になると観光客が店先に列を作り、待ち続ける観光客の姿を町長は見た事がありますか。半端な数ではないほど並んでいます。ウニ漁が、温暖化のせいなのか、1年ごとに水揚げが減少して行く中で、市場の価格が高

値であったことなどから、今年度のウニ漁は前年よりも高値になりました。来年もこの高値が続くかどうか。消費税の10%の声が聞かれ、ウニ井にも高値が付くのではないかと、そして、あの店先に列を作つて待ち続ける観光客の姿が見られなくなる時代がやって来る日が、早いのではないかと私は心配です。町長は、どのような考えですか。食と観光の流れが変わると町の経済までが変わってしまうのです。観光客が落とす外貨が町にどれほどプラスになっているか、考えて見た事はありますか。町の第1産業である漁業について考え直さなければならぬ時代が来ています。育てる漁業を進めていかないと、これからでも遅くはないのです。小さなウニを獲り尽くす前に育てる漁業に一日も早く取り組んで欲しい。ウニ漁の安定によつて食と観光にも、町の経済にどれほどプラスになるか、町長は考えることありますか。

以前、道が町村と漁協が連携してホタテの養殖事業に取り組んだ結果、一定の成果が出たが、ウニ漁の成果は、シケのため成功できなかった。シケが多いためか「今年度のウニ漁、1カ月間だけの漁でした」と漁師の方々が話されています。道でも養殖はシケが多いために小さなウニを育て上げるには港を利用しなければ大変な苦労もありますと話されています。獲る漁業だけではなく、新しい漁業に取り組んで欲しい。今までに磯焼けなど色々な事業に取り組んできましたが、その事業の結果が出てこなかった。今後においても獲る漁業から育てる新しい漁法に取り組んで欲しい。それには行政がお膳立てしなければならぬ我が町の漁業の姿です。

町長再答弁

この40年間のウニ漁業を介した町の基幹産業の状況を振り返ってみますと、店先に観光客の皆さんが列を成すような光景で、まさに食と観光を象徴する現状だと私も思います。ウニは今や積丹の漁業を支え、漁業が町の基幹産業の一翼を担い続けるためにはどうすれば良いかにつきましては、議員ご指摘のとおり資源は無限ではありませんので、つくり育てる漁業の意識を持って、漁業者自らが、また漁協がそれを指導する立場でしっかり取り組んでいく

こと以外に方法は考えられないと思っ
ています。

ウニの漁獲制限、採捕の制約は当然あるわけであり、そのことについては、漁業権が漁業協同組合の組合員に共同の権利として与えられているもので、その中で殻径がエゾバフンウニ、キタムラサキウニ、それぞれ4センチ、5センチと定められており、この点は町が条例や規則で定めるようなことにはならない現行の漁業調整法制度になっ
てい
るわけでありま
すの
で、その遵法性につきま
しては、先ほど申し上げたように、いま一度しっかりと漁業者の組合員、漁協の皆さんに認識していただくことに
尽き
ると思
って
おり
ま
す。

次に、つくり育てる漁業をこれから進めていく一つの考え方として、過去の宝島周辺でのホタテ試験養殖事業等のご指摘がありました。町内7港8地区の漁港で増養殖に適した現状の漁港があるかにつきま
しては、非常に厳しいものがあると思
います。確かに漁港の利用隻数は減っている第1種の漁港も
ありますが、増養殖事業に適した静穏度が確保できない漁港が非常に多い状況の中で、漁港の形

や漁船や他の船舶の利用の実態から
しますと難しさがあると思
いま
す。しかし、ご指摘のようにつく
り育てる漁業は、あくまでも漁業

を営むのは漁業者、漁協の組合員でありま
すから、皆さん方の自助努力がなければ漁協としてもな
かなか前に進めていけないのでは
ないか、確かに漁業協同組合の体制の課題も一方ではあるのではないかと私も認識して
いま
す。平成29年の
美国地区は35日の出漁日数、幌武意地区は32日、日司地区は26日、余別地区は25日と出漁日数の差
がありま
す。そうした観点から考えま
すと漁業の特殊性を加味しながらも、これまで以上に漁場の資源管理の徹底や種苗放流事業等を
続け
ていくこと、また、人の手で昆布の養殖方法しかないの
であ
りますから、そうした餌料環境対策を講
じる、あるいは6月から8月までの90日間の中で限られた出漁日数と観光客の最盛期が重なり、この90日間の中で美国地区であれば30
数日間しかウニを供給できない安定供給対策をどう両立できるか、積丹産ウニのブランドを維持し、下
げない努力をどうすれば良
いのか、漁場、漁港の有効活用な

ど、これまで以上に漁業者、漁協自らの
取り組みが重要であると思
えて
おり
ま
す。

再々質問

今、ウニを獲っている高
齢者はウニだけで生活して
いま
す。何人も。この積丹町の漁業が栄え
ないと町が廃れてしま
いま
す。一人一人が「この町に住んで本
当に良
かった」「漁師町だね」と言える様
な町づくりをしなければ駄目な
ので
す。漁師の方々から『議員9名
いるのだから、活発に話し合
いをしな
ければ駄目だ。この町どうな
って行くのだ。』と話
され
ま
し
た。

新しい漁法を考
えているのは、積丹町だけ
ではないのです。サケ、マスで栄
えた釧路漁協は、北洋漁業が禁
漁になり大変な苦勞に立
たされた中で、新しい漁法のホ
タテ漁業に取組んだのです。海を
どうしたかという
と、あの広い海を掃除したの
です。掃除を
しな
かったら、ホタテ漁業が
できな
いから
です。稚貝を放流するた
めに
は、ヒトデが海の底に
いるから
です。その様な苦勞を
重ねて、2年後には漁が
出来る位のホタテに
成長し、またその2
年後には、漁師

の方々にどうぞ使
ってくだ
さいと。町と漁業者の
取り組
みがしつ
かり
しない
と漁業は
成り立
って行
か
ない。そ
うでは
ないで
すか。本
町の組
合の職
員は何
人いま
すか。1
人や2
人居て
も何も
出来な
い。そ
れでは
どうし
たら良
いか。漁
師の皆
さんが
「努力」とい
う力を出
さない
と何も
できな
いので
す。猿
払村では、
乱獲に
よって
ホタテ
漁業が
駄目に
なり、村
では、
ホタテ
漁復活の
為に稚
貝の放
流を3
年間し
ま
した。一
方では
200人
いた漁
師が、7
5人ま
で減っ
てしま
った。そ
うして、
3年間
放流し
た結果、
全
国一の
ホタテ
漁にな
りまし
た。町



▲美国漁協青年部ウニ籠肥育試験

づくりというものは大変なものです。産業の基盤がしっかりしなければならぬ。我が町も新しい漁業方法に取り組んで、足の明かりさえ見えてこない我が町も、猿払村のように3年間ホタテや稚貝の放流等を考えて欲しい。広い海があるのですから、積丹町の前浜と野塚町の前浜に新しい漁業法や事業に取組み、3年間続けて欲しい。苦しみがあつて、喜びが生まれるものなのです。必ず人間というものには、苦しみが無かつたら喜びが出てこない。町長の答弁求めて、私の質問を終わります。

町長再々答弁

つくり育てる漁業の大切さについてであります。ホタテの地まきを例にとりましても適地調査から、稚貝の確保、どういう漁法にするのか等々含めて、非常に時間がかかることでありま。しかし、そういう先進地の歴史を学ぶことから我が町では危機感を持つてどんなことができるか、垂下式養殖にしても宝島周辺でやった試験事業もそうだったと思。まさに危機感を持った中で漁業者、漁協がしっかり取り組んでいくことを原点としなければ、

町長の思いや意欲だけでは繋がっていかないのでないか、そこに非常にもどかしさを感じておりま。現在のウニ漁業を例にとれば、価格の高騰に支えられて、例えば、美国地区では平成29年度1億2,200万円、着業者数39人、一人当たり312万9,000円、積丹地区では1億1,200万円、着業者数95人、118万9,000円、確かに水揚高に差がありますが、出漁日数で割り返すと、ご指摘のとおりウニで生計を維持していると言つても過言ではないと思。一方で今、若い漁業者の方々も危機感を持つて取り組む動きが全くないわけではありま。ぜひ先輩の漁業者の方々もそうした若い方々をしっかりと応援し、支えるようなことも非常に大事ではないかと思つています。町の水産行政としてできることには限りがありますが、議員の皆さん方のご理解をいただきながら、限られた財政事情の中ではありますが、支援していきたいと思つています。

『陳情要請審査特別委員会』を設置しました

平成30年第3回定例会において次の付託事項を審査する委員7名(※除斥委員を除く)で構成する特別委員会が設置されました。

【付託事項】

- 1 陳情第1号「積丹町産業会館(商工会事務所)移転計画実現について」の陳情書について
- 2 要請第1号 新おたる農業協同組合旧積丹事業所の有効活用策の実現について要請書について

※除斥(じよせき)・・・自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。
(地方自治法第117条より抜粋)

陳情要請審査特別委員会
(平成30年9月21日設置)

【委員長】	海田一時
【副委員長】	松尾大樹
委員	岩本幹兒
〃	笹山義治
〃	田村雄一
〃	葛西敏夫
〃	佐藤盛男

議員活動

■後志町村議会議員研修会■

平成30年度後志町村議会議員研修会が8月23日、岩内町で開催され、後志管内19町村から多くの議会議員が参加しました。

研修会では、「町村における紛争の現状と対策～町村議会議員に求められるもの～」と題し、弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員弁護士佐々木泉顕(もとあき)氏が、コンプライアンス(法令厳守)の重要性や議員の兼職・兼業禁止など事例に基づいて、ご講演いただきました。



議会の主なる動き

九月

3日 しりべし高速交通ネットワークフォーラム2018 共和町

(山本議長・海田副議長・葛西議員)

〳日 北後志議会議長会第1回臨時会 古平町(山本議長)

14日 議会運営委員会

18日 第3回積丹町議定会定例会(第1日目)

19日 第3回積丹町議定会定例会(第2日目)

21日 総務文教常任委員会

〳日 産業建設常任委員会

〳日 議会運営委員会

〳日 第3回積丹町議定会定例会(第3日目)

〳日 陳情要請審査特別委員会(第1回)

十月

19日 高知県香美市訪問(笹山議員・田村議員) 22日まで

22日 北後志町村議会議長研修会 熊本県南阿蘇村

(山本議長) 24日まで

29日 後志町村議会議長研修会 札幌市(山本議長) 30日まで

18日 高速自動車国道事故等対策要綱に基づく訓練参観

小樽市(山本議長)

25日 北しりべし廃棄物処理広域連合議会 第2回定例会

小樽市(山本議長・海田副議長)

十一月

6日 第6回積丹町議定会臨時会

〳日 陳情要請審査特別委員会(第2回)

議 会 一 口 一 口

請願の制度

憲法には、「何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と規定して、請願権を国民の基本的権利の一つとして保障している。この請願権は、国民の権利であるから、請願をしようとする者は、未成年者、成年被後見人たるを問わない。また、個人はもちろん法人、外国人にも認められている。

請願の対象となる事項は、憲法で明定しているとおり、①国、地方公共団体の公権力の行使によって受けた損害の救済、②公務員の罷免、③法律をはじめ政令、省令、訓令、職務命令、各種規則をはじめ地方公共団体の条例、規則の制定、改廃のほか、国、地方公共団体の事務に関する全ての事項が含まれる。

地方自治法には、「議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない」と規定されている。このように、議会に請願の受理権を認めたのは、住民自治の立場から住民の代表機関である議会に、請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によって住民の願望である請願の趣旨の実現に努めさせるためである。

19日 北海道横断自動車に係る中央要望及び第62回町村議会議長全国大会 東京都(山本議長) 21日まで

22日 広報編集特別委員会

23日 国道5号倶知安余市道路(倶知安〳共和)着工式及び着工記念祝賀会 共和町(山本議長)

30日 後志広域連合議会 第2回定例会 倶知安町(山本議長)

(H30年9月～H30年11月)

○出席・△早退・×欠席

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名	年月日
山本俊三	佐藤盛男	葛西敏夫	田村雄一	笹山義治	岩本幹兒	佐藤晃	松尾大樹	海田一時	項目	
○	○	○	△	○	△	○	○	△	議会運営委員会	H30. 9. 14
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第3回定例会(一日目)	H30. 9. 18
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第3回定例会(二日目)	H30. 9. 19
○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務文教常任委員会	H30. 9. 21
○	○	○	○	○	○	○	○	○	産業建設常任委員会	H30. 9. 21
○	○	○	△	○	△	○	○	△	議会運営委員会	H30. 9. 21
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第3回定例会(三日目)	H30. 9. 21
△	○	○	○	○	○	△	○	○	陳情要請審査特別委員会(第1回)	H30. 11. 6
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第6回臨時会	H30. 11. 6
△	○	○	○	○	○	△	○	○	陳情要請審査特別委員会(第2回)	H30. 11. 6
○	△	○	△	△	○	○	○	○	広報編集特別委員会	H30.11.22

編集後記

道内初の最大震度7が観測された胆振東部地震が9月に発生し、厚真町の大規模土砂災害やブラックアウト(全域停電)は、まだ記憶に新しいところです。電力の需給バランスが崩れると、発電所は設備の故障を避けようと停止する仕組みで、この地震で火力発電所が止まり、必要な電力を供給できなくなったことで、他の発電所もストップし、ブラックアウトが引き起こされました。

当町でも久々となる長時間の停電を余儀なくされ、その間の対応に各家庭や各事業所などは大変だったことと思います。便利な電化製品に頼る現代社会の弱さの一端が浮き彫りとなりました。現在、国や電力会社では災害に強い電力供給の構築を検討中ですが、このブラックアウトでの教訓を生かして「いざ」という時のために、私達自身も可能な範囲で日頃から準備・対策が必要ではないかと改めて考えさせられました。心より犠牲になられた方々へのお悔やみと被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

(幹)

秋の美国川上地区

委員長 葛西敏夫
副委員長 松尾大樹
委員 海田一時
佐藤晃
岩本幹兒